

令和3年度国際友好提携都市等交流事業費補助金交付要項

(趣旨)

第1条 知事は、県の国際友好提携都市であるフランスのエソンヌ県及びイタリアのエミリア・ロマーニャ州（以下「国際友好提携都市」という。）との間における経済交流の促進のため、国際友好提携都市に位置する企業等との商談及び意見交換等を通じ、経済交流に関する可能性を調査する事業（以下「国際友好提携都市等交流事業」という。）を行う団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その補助金の交付については、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、次の各号の全てを満たすものとする。

- (1) 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号）第2条第1項に規定する中小企業者等
- (2) 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づき破産手続開始の申立てをし、又は申立てがなされている者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをし、若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをし、若しくは申立てがなされている者でないこと。
- (4) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号若しくは第3号に規定する者又は次に掲げる者でないこと。
 - ア 暴力団員が、事業主又は役員となっている者
 - イ 暴力団員以外の者が代表取締役を務めているが、実質的には暴力団員がその運営を支配している者
 - ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者
 - エ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約、資材、原材料等の購入契約を締結している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
 - カ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難されるべき関係を有している者
- (5) 県税に未納がない者
- (6) 茨城県内に本店又は支店等を有する者
- (7) 申請する補助金に係る事業が国、県、市町村及び産業支援機関等の公的機関又は金融機関等が補助するほかの制度の事業と重複しない者

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、国際友好提携都市等交流事業とする。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、別表のとおりとする。

(補助額)

第5条 補助額は、1,000,000円以内とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(様式第1号)を知事の定める期日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の通知)

第7条 補助金の交付決定の通知は、補助金交付決定通知書(様式第2号)により行うものとする。

2 知事は、必要があると認めるときは、県に国際友好提携都市等交流事業審査委員会(以下「委員会」という。)を設置し、補助金の交付決定に係る審査を行うことができる。委員会の設置及び運営については、県が作成する国際友好提携都市等交流事業審査委員会設置運営要領において定めるものとする。

(申請の取下げ期間)

第8条 規則第8条第1項の知事の定める期日は、前条第1項の補助金交付決定通知書の送付を受けた日から20日以内とする。

(補助事業の遂行)

第9条 第7条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、当該補助金の交付の対象となった事業(以下「補助事業」という。)の交付決定の内容及びこれに付された条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行い、補助金をほかの用途に使用してはならないものとする。

(補助事業の内容変更等の承認の申請)

第10条 補助事業者は、補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ変更承認申請書(様式第3号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助対象事業費の20パーセント以内の経費の配分の変更については、この限りでない。

(補助事業の内容変更等の承認の通知)

第11条 補助事業の内容変更等の承認の通知は、補助事業変更承認兼補助金交付決定通知書(様式第4号)により行うものとする。

(補助事業の中止等)

第12条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめその理由を記載した書面により知事の承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又はその遂行が困難になったときは、速やかに書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(補助金の交付決定の取消し等)

第 13 条 知事は、補助事業者が補助金をほかの用途へ使用し、その補助事業に関して補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に違反したときは、補助金の交付決定を取り消し、既に支払った金額の全部又は一部の返還を請求することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の返還の請求があったときは、その請求に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、その請求した補助金の額に年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を納付しなければならない。

3 知事は、補助金の返還を請求し、これが納付期日までに納付されなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額に年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

(状況報告)

第 14 条 知事は、必要に応じて補助事業者から補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(概算払)

第 15 条 知事は、補助事業の円滑な遂行上必要と認めるときは、補助金交付決定額の 90 パーセント以内の額を概算払することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、概算払を必要とする理由及び月別所要見込額を記載した概算払申請書(様式第 5 号)を知事に提出するものとする。

3 概算払の決定の通知は、概算払決定通知書(様式第 6 号)により行うものとする。

(実績報告)

第 16 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業を中止し、又は廃止したときを含む。)は、補助事業が完了した日から起算して 30 日を経過した日又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに実績報告書(様式第 7 号)を知事に提出しなければならない。

2 前条の規定により概算払を受けた補助事業者は、前項の実績報告書を提出する際に、概算払精算書(茨城県財務規則の規定による帳票の様式(平成 5 年茨城県告示第 404 号)様式第 102 号)を併せて提出しなければならない。

(補助金の額の確定の通知)

第 17 条 補助金の額の確定の通知は、補助金額確定通知書(様式第 8 号)により行うものとする。

(証拠書類の保存)

第 18 条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿その他証拠書類を整理し、補助事業完了の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。

(その他)

第 19 条 知事は、この要項に定めるもののほか、補助事業の円滑かつ適正な運営を行うた

めに必要な事項を別に定めることができる。

付 則

この要項は、令和3年4月5日から施行する。

別表（第4条関係）

	内容	備考
旅 費	<p>1 旅費、車両借上費、宿泊費及び海外旅行保険料等を対象とする。</p> <p>2 海外旅行の回数は、年1回を上限とする。</p> <p>3 鉄道賃は、乗車賃及び特急料金（指定料金を含む。）とする。</p> <p>4 船賃及びバス賃は、普通運賃とする。</p> <p>5 航空運賃は次のとおりとする。</p> <p>（1）エコノミークラス（普通席相当）の金額を上限とする。</p> <p>（2）航空運賃には、次のものを含むとする。</p> <p>ア 燃油特別付加運賃（燃料サーチャージ）</p> <p>イ 旅客サービス施設使用料、旅客保安サービス料及び空港諸税等空港利用の際に発生する諸費用</p> <p>6 経路に補助事業以外の用途を含み、かつ、補助事業部分が明確に区分することができる場合は、補助事業に係る部分のみ対象経費とする。</p>	ファーストクラス、ビジネスクラス及びプレミアムエコノミークラス等の特別に付加された航空運賃等は、補助対象外とする。
印刷製本費	コピー料等を対象とする。	
通信運搬費	郵送料、宅配料、電話料及びルーターレンタル料等を対象とする。	補助事業者は、送付先、送付内容（件名）、単価及び件数等を明らかにすること。
通 訳 料	通訳を依頼するために要する経費を対象とする。	
翻 訳 料	翻訳を依頼するために要する経費を対象とする。	
そ の 他	補助事業の円滑かつ適正な運営を行うため、知事が特に必要があると認める経費を対象とする。	

（注）取引に係る消費税及び地方消費税は、補助対象外とする。

様式第 1 号（第 6 条関係）

令和〇年〇月〇日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

所在地
名称
代表者名

令和 3 年度国際友好提携都市等交流事業費補助金交付申請書

令和 3 年度国際友好提携都市等交流事業費補助金については、令和 3 年度国際友好提携都市等交流事業費補助金交付要項第 6 条の規定により、下記のとおり交付を申請します。

記

1 事業計画名

2 補助対象経費・補助金交付申請額

(1) 補助対象経費	円
(2) 補助金交付申請額	円

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 経費明細計画書
- 3 経費明細計画書の根拠となる資料（見積書、価格表等）
- 4 登記簿謄本
- 5 規約及び組織図
- 6 茨城県税納税証明書
- 7 事業者案内（パンフレット等）
- 8 その他

事業計画書

1 申請者の概要

申請者（事業者名）		
代表者（役職・代表者名）		
本店等所在地	〒	
茨城県内支店等 （支店等名・所在地）	〒	
電話番号		
FAX 番号		
メールアドレス		
渡航者（役職・渡航者名）		
事業連絡担当者 （役職・担当者名）		
資本金（法人の場合）		
従業員等数		
設立日	○年○月○日	
沿革	○○年○月	
	○○年○月	
	○○年○月	
主たる業種 （日本標準産業分類・中分類）		
加盟業界団体等		
主要生産品目	生産品目	売上割合(%)

※パンフレット等に記載されている内容は省略する。

2 補助金（事業金・委託費）の交付を受けた実績

※過去3年間の実績及び本事業計画に係る内容でほかの補助金（助成金・委託費）への実績・申請（予定を含む。）状況を記入してください。

年度	補助金等交付主体	事業名 (補助・助成・委託額)	具体的な内容 (実施内容・実施実績等)

3 事業の対象国 フランス ・ イタリア

4 事業の種別 輸出 ・ 輸入 ・ 企業進出 ・ インバウンド促進
その他()

5 事業の目的・経緯

--

6 事業内容 ※新規性又は革新性を示してください。

--

7 想定される事業成果（地域経済への波及効果、雇用創出への貢献等）

--

8 事業期間

年 月 日～ 年 月 日

9 渡航期間（渡航する場合）

年 月 日～ 年 月 日

経費明細計画書

	資料番号	支払内容	単価 (円)	数量	単位	補助対象経費 (円)	合計 (円)	補助金交付申請額 (円)
旅費							/	/
							/	/
							/	/
							/	/
							/	/
通信運搬費							/	/
							/	/
							/	/
							/	/
							/	/
通訳料							/	/
							/	/
							/	/
							/	/
							/	/
翻訳料							/	/
							/	/
							/	/
							/	/
							/	/
その他							/	/
							/	/
							/	/
							/	/
							/	/
合計								

(注) 「補助金交付申請額」欄には、
補助対象経費のうち補助金の交付を申請する額を記入してください。

様式第2号（第7条関係）

国 渉 第 ○ ○ 号
令 和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

○○○○○ 殿

茨城県知事 大井川 和彦

令和3年度国際友好提携都市等交流事業費補助金交付決定通知書

令和○年○月○日付けで交付申請のあった令和3年度国際友好提携都市等交流事業費補助金については、令和3年度国際友好提携都市等交流事業費補助金交付要項第7条第1項の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知する。

記

1 事業計画名

2 補助金交付決定額 円

3 補助対象経費・補助金交付申請額

（1）補助対象経費 円

（2）補助金交付申請額 円

4 その他

（1）交付決定前に申込み、発注又は契約等を行った費用は、補助対象経費とは認められない。

（2）外務省による危険情報（レベル2以上）又は感染症危険情報（レベル2以上）が発出されている最中に、当該国・地域に渡航するような場合は、交付決定後であっても補助対象事業とは認められない。

様式第3号（第10条関係）

令和〇年〇月〇日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

所在地
名称
代表者名

令和3年度国際友好提携都市等交流事業費補助事業変更承認申請書

令和〇年〇月〇日付け国渉第〇〇号で交付決定通知のあった令和3年度国際友好提携都市等交流事業費補助金については、令和3年度国際友好提携都市等交流事業費補助金交付要項第10条の規定により、下記のとおり事業変更承認を申請します。

記

- 1 事業計画名
- 2 変更の理由
- 3 変更の内容
- 4 変更する補助対象経費・補助金交付申請額・補助金交付決定額
 - (1) 変更前

ア 補助対象経費	円
イ 補助金交付申請額	円
ウ 補助金交付決定額	円
 - (2) 変更後

ア 補助対象経費	円
イ 補助金交付申請額	円

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 経費明細計画書
- 3 経費明細計画書の根拠となる資料（見積書、価格表等）
- 4 その他

様式第4号（第11条関係）

国 涉 第 ○ ○ 号
令 和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

○○○○○ 殿

茨城県知事 大井川 和彦

令和3年度国際友好提携都市等交流事業費補助事業変更承認兼補助金交付決定通知書

令和○年○月○日付けで変更承認申請のあった令和3年度国際友好提携都市等交流事業費補助事業については、令和3年度国際友好提携都市等交流事業費補助金交付要項第11条の規定により、下記のとおり変更を承認し、補助金を交付することに決定したので通知する。

記

1 事業計画名

2 変更の内容

3 変更を承認した補助対象経費等

(1) 変更前

ア 補助対象経費	円
イ 補助金交付申請額	円
ウ 補助金交付決定額	円

(2) 変更後

ア 補助対象経費	円
イ 補助金交付申請額	円
ウ 補助金交付決定額	円

令和〇年〇月〇日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

所在地
名称
代表者名

令和3年度国際友好提携都市等交流事業費補助金概算払申請書

令和〇年〇月〇日付け国渉第〇〇号で交付決定通知のあった令和3年度国際友好提携都市等交流事業費補助金については、令和3年度国際友好提携都市等交流事業費補助金交付要項第15条第2項により、下記のとおり概算払を申請します。

記

- 1 事業計画名
- 2 補助金交付決定額 円
- 3 概算払受領済額・今回申請額
 - (1) 概算払受領済額 円
 - (2) 今回申請額 円
- 4 残 額 円
- 5 申請の理由
- 6 口座振替
 - (1) 金融機関名
 - (2) 支店名
 - (3) 預金種目
 - (4) 口座番号
 - (5) 口座名義（カナ）

（注）事業に支障がある場合を除き、県は、原則として3か月以内の必要額を支払う。

様式第 6 号 (第 15 条関係)

国 涉 第 〇 〇 号
令 和 〇 年 〇 月 〇 日

〇〇〇〇〇 殿

茨城県知事 大井川 和彦

令和 3 年度国際友好提携都市等交流事業費補助金概算払決定通知書

令和〇年〇月〇日付けで概算払申請のあった令和 3 年度国際友好提携都市等交流事業費補助金については、令和 3 年度国際友好提携都市等交流事業費補助金交付要項第 15 条第 3 項により、下記のとおり概算払することに決定したので通知する。

記

- 1 事業計画名

- 2 補助金交付決定額 円

- 3 概算払支払済額、今回申請額・決定額
 - (1) 概算払受領済額 円
 - (2) 今回申請額・決定額
 - ア 今回申請額 円
 - イ 今回決定額 円

- 4 残 額 円

- 5 申請の理由

令和〇年〇月〇日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

所在地
名称
代表者名

令和3年度国際友好提携都市等交流事業費補助事業実績報告書

令和〇年〇月〇日付け国渉第〇〇号で交付決定通知のあった令和3年度国際友好提携都市等交流事業費補助金については、令和3年度国際友好提携都市等交流事業費補助金交付要項第16条第1項の規定により、下記のとおり事業実績を報告します。

記

- 1 事業名
- 2 補助金交付決定額 円
- 3 補助対象経費 円
- 4 補助経費 円
- 5 口座振替
 - (1) 金融機関名
 - (2) 支店名
 - (3) 預金種目
 - (4) 口座番号
 - (5) 口座名義（カナ）

添付書類

- 1 実績報告書
- 2 経費明細実績書
- 3 支払を証明する資料（納品書、請求書、領収書等）
- 4 その他（行程表、出張報告書、写真等）
- 5 概算払精算書（概算払を受けたとき）

実績報告書

申請者	
代表者（役職・代表者名）	
本店等所在地	〒
茨城県内支店等 （支店等名・所在地）	〒
電話番号	
FAX 番号	
メールアドレス	
渡航者 （役職・渡航者名）	
事業連絡担当者 （役職・担当者名）	
事業期間	〇〇年〇月〇日～〇〇年〇月〇日
渡航	有 〇〇年〇月〇日～〇〇〇年〇月〇日 無
事業の対象国	フランス ・ イタリア
事業の種別	輸出 ・ 輸入 企業進出 ・ インバウンド促進 その他（ ）
事業の内容	
事業の成果	
成約・売上の有無	有 成約 件 売上 千円 無
事業化の見通し ・ 今後の取組	

※事業計画書と変更がない内容やパンフレット等に記載されている内容は省略する。

経費明細実績書

	資料番号	支払内容	納品日	請求日	領収日	補助対象経費 (円)	合計 (円)	補助経費 (円)
旅費								
通信運搬費								
通訳料								
翻訳料								
その他								
合計								

様式第8号（第17条関係）

国 涉 第 ○ ○ 号
令 和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

○○○○○ 殿

茨城県知事 大井川 和彦

令和3年度国際友好提携都市等交流事業費補助金額確定通知書

令和○年○月○日付けで実績報告のあった令和3年度国際友好提携都市等交流事業費補助事業については、令和3年度国際友好提携都市等交流事業費補助金交付要項第17条の規定により、下記のとおり補助金の額を確定したので通知する。

記

- 1 事業名
- 2 補助金交付決定額 円
- 3 補助対象経費 円
- 4 補助経費 円
- 5 補助金確定額 円

6 その他

補助事業者は、補助事業に係る経費について、帳簿を備え、収入支出の額を記載し、その出納を明らかにしておくとともに、これをその完結の日から5年間保存するものとする。